

令和7年7月23日

インドにおける ToMMV の発生への対応について

1. 経緯及び現状

- (1) *Tomato mottle mosaic virus*(ToMMV)は、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表2の2の41項に規定される検疫有害植物であり、我が国は発生国からの宿主植物に対して精密検定を要求しています。
- (2) そのような中、同項の対象地域とされていないインドにおいて ToMMV が発生しているとの情報が得られました。
- (3) インドからは、例年、トマト種子やトウガラシ種子等の宿主植物が多数輸入されています(2023年合計 209件 3,378kg)。

2. 対応

こうした状況を踏まえ、インドに対し、ToMMV の宿主植物(別紙参照)について、輸出時に精密検定で感染が無いことを確認し、検査証明書に追記する旨を書簡により緊急的に要求します。本緊急措置は、インドへの書簡の発出日の30日後から適用されます。なお、諸外国に対しても、SPS 緊急通報によりインドへの要求内容について、通知する予定です。

3. 会員への情報提供のお願い

インドが ToMMV の発生国であることが新たに判明しました。このため、インドに対して、規則別表2の2の41項に掲げる本ウイルスの宿主植物(別紙参照)について、書簡により、輸出時に精密検定を行って ToMMV に侵されていないことを確認し、検査証明書に追記する旨を緊急的に要求する予定です。また、併せて諸外国に対しても、SPS 緊急通報により我が国が精密検定を要求する旨、通知します。つきましては、インドの検査体制が整うまでの間、極力インドからの宿主植物の輸入を控えるようお願いします。

本措置は書簡の発出日の30日後に発効し、発効日以降に発行された規則別表2の2の41項に掲げる基準に適合する旨の追記がされていない検査証明書を添付し輸入された宿主植物については、廃棄又は返送の措置となります。

また、我が国への本ウイルスの侵入防止に万全を期すため、本措置が発効するまでの30日間は、上記の追記が無い宿主植物に対して、輸入時に植物防疫所で

精密検定を実施します。本精密検定で陽性となった場合、当該荷口は廃棄又は返送となりますのでご承知おきください。

＜輸入検査時の精密検定＞

① 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される規則別表2の2の41項に規定されるインド産の植物

② 検定方法

次の数量について、精密検定を実施

植物	検定対象
種子	4,600 粒（同一の検査単位に含まれる種子が46,000粒未満の場合は、当該種子数の10%）
生植物 (種子及び果実を除く。)	検査単位ごとに輸入植物検疫規程別表第1に掲げる数量の1%の生植物から若葉(最低1葉)をサンプリングし、検定

植物防護法施行規則別表2の2 41項

地域	植物	基準
四十一 中華人民共和国、イスラエル、イラン、スペイン、チエコ、アメリカ合衆国、ブラジル、メキシコ	とうがらし及びトマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにえんどう、きだちとうがらし、トマト及びなすの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Tomato mottle mosaic virus [に侵されていないこと]が特記されていること。</p>

参考:植物防護所ホームページ(https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei_12.html_12.html)